

障害者・障害児に対する福祉サービスの体系

〈障害者総合支援法〉

障害福祉サービス

[介護給付]

- ・居宅介護
- ・同行援護
- ・療養介護
- ・短期入所
- ・施設入所支援
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・生活介護
- ・重度障害者等包括支援

[訓練等給付]

- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援(A型・B型)
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助
- ・共同生活援助

相談支援

[地域相談支援]

- ・地域移行支援、地域定着支援

[計画相談支援]

- ・サービス利用支援、継続サービス利用支援

補装具

地域生活支援事業

- ・相談支援
- ・コミュニケーション支援
- ・日常生活用具
- ・移動支援
- ・地域活動支援センター 等

〈児童福祉法〉

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

障害児相談支援

- ・障害児支援利用援助
- ・継続障害児支援利用援助

障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

障
障
害
者
児